

3 土地の所有状況及び移動状況

(1) 土地の所有状況

(2) 土地の移動状況

3 土地の所有状況及び移動状況

(1) 土地の所有状況

第 48 表 固定資産税（土地）の納税義務者

第 49 表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

第 50 表 遊休土地実態調査結果

第 48 表 固定資産税に係る土地の納税義務者

(単位 人)

市町村名	納税義務者数	市町村名	納税義務者数
県 計	1,812,222	湘 南	312,811
横 浜 ・ 川 崎	827,159	平 塚 市	62,380
横 浜 市	632,308	藤 沢 市	85,887
川 崎 市	194,851	茅ヶ崎 市	58,336
三 浦 半 島	197,616	秦 野 市	45,805
横 須 賀 市	103,374	伊 勢 原 市	26,483
鎌 倉 市	48,696	寒 川 町	12,414
逗 子 市	16,922	大 磯 町	11,832
三 浦 市	15,210	二 宮 町	9,674
三 葉 山 町	13,414	県 西	110,591
県 央	364,045	小 田 原 市	52,095
相 模 原 市	168,430	南 足 柄 市	13,319
厚 木 市	54,467	中 井 町	4,400
大 和 市	44,649	大 井 町	5,607
海 老 名 市	28,419	松 田 町	4,468
座 間 市	28,239	山 北 町	4,686
綾 瀬 市	23,960	開 成 町	4,665
愛 川 町	14,308	箱 根 町	7,671
清 川 村	1,573	真 鶴 町	3,829
		湯 河 原 町	9,851

資料：平成 26 年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」（平成 26 年 1 月 1 日現在）による。

第 49 表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

(単位 m²)

市区町村名	面 積	市区町村名	面 積
県 計	1,193,110,509	湘 南	218,144,066
横 浜 ・ 川 崎	359,070,948	平 塚 市	44,883,850
横 浜 市	269,779,984	藤 沢 市	45,900,194
川 崎 市	89,290,964	茅ヶ崎 市	24,215,672
三 浦 半 島	114,030,568	秦 野 市	46,608,587
横 須 賀 市	55,338,521	伊 勢 原 市	29,732,712
鎌 倉 市	21,674,031	寒 川 町	8,901,315
逗 子 市	6,657,804	大 磯 町	11,989,509
三 浦 市	21,160,752	二 宮 町	5,912,227
三 葉 山 町	9,199,460	県 西	214,417,595
県 央	287,447,332	小 田 原 市	62,396,408
相 模 原 市	138,799,398	南 足 柄 市	29,461,570
厚 木 市	55,786,757	中 井 町	15,100,360
大 和 市	17,720,754	大 井 町	10,179,388
海 老 名 市	16,696,217	松 田 町	9,553,267
座 間 市	11,553,052	山 北 町	34,164,668
綾 瀬 市	12,369,717	開 成 町	3,972,207
愛 川 町	20,238,527	箱 根 町	27,846,641
清 川 村	14,282,910	真 鶴 町	2,691,800
		湯 河 原 町	19,051,286

資料：平成 26 年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」（平成 26 年 1 月 1 日現在）による。

第 50 表 遊休土地実態調査結果

(単位：件、千㎡)

調査年度 (期間)	平成 23 年 (20.1.1～ 20.12.31)		平成 24 年 (21.1.1～ 21.12.31)		平成 25 年 (22.1.1～ 22.12.31)		平成 26 年 (23.1.1～ 23.12.31)		未利用地	
	面積	件数	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
神奈川県 (政令市を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
横浜市	165	828	108	564	143	872	162	823	0	0
川崎市	48	340	36	242	46	270	43	347	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0

資料：県土地水資源対策課、横浜市都市整備局企画部企画課、川崎市財政局資産管理部資産運用課、相模原市企画財政局企画部土地利用調整課調べによる。

注 1：調査対象は、昭和 49 年 12 月 24 日以降取得された一団の土地（物理的に一体性を有し、一定規模以上の土地のうち、調査時点で取得後 2 年（平成 2 年 3 月 20 日以前に係る土地については 3 年）を経過したものとする。

注 2：調査年度の欄()内は、調査対象土地が取得された期間を示す。

未利用地とは 25 年度以前の調査において未利用地に認定され、平成 26 年度調査において未利用地のままであるものを含む。

注 3：未利用地認定の要件は、次のとおりである。

アその土地が、住宅の用、事業の用に供する施設の用途、その他通常と認められる用途のいずれにも供されていないと認められること。

イその土地が、その土地を含む近傍の土地における類似用途等について一般的又は標準的と認められる土地利用の形態又はその利用水準から比較して著しく劣ると認められること。

(判断基準：広大敷地、整備水準、使用頻度、管理状態)

注 4：神奈川県については平成 22 年度から利用現況調査（全数調査）は廃止。

(市町村において有効かつ適切な利用を特に促進する必要がある土地について、市町村からの申出に基づき、県が個別に調査を行い、遊休土地の認定について判断する方法に変更)

